

第385回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年7月14日(水) 9時45分から10時07分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階大会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年7月6日(火)
【発送年月日: 令和3年7月6日(火)】
4. 公示日 : 令和3年7月6日(火)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : 漁業振興課 笹山課長補佐
9. 事務局 : 大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議 題 :
 - 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問)
 - 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

第385回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年7月14日(水)9時45分から10時07分まで

場所：五島振興局4階大会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第385回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	<p>(挨拶)</p> <p>なお本日は、当海区委員会から草野委員と大久保委員が功績委員として水産庁長官から表彰されておりますので、感謝状の贈呈を執り行うこととしております。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。</p> <p>漁業振興課の笹山課長補佐です。</p>
笹山課長補佐	<p>(挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、委員会の議事に入ります前に、会長からご紹介いただきましたとおり、草野委員、大久保委員への全国海区漁業調整委員会連合会創設70周年記念に係る功績者表彰を執り行わせていただきます。</p>
事務局	<p>この表彰につきましては、本来であれば昨年5月に開催が計画されていた全漁調連の創立70周年記念大会の場において、水産庁長官から感謝状が渡される予定でしたが、昨今の事態で延期となり、更に今年度の開催も中止せざるを得なくなったとの事情により、この海区漁業調整委員会の場をお借りして感謝状の贈呈を行うよう、全国海区漁業調整委員会連合会会長から依頼があったものです。</p>
事務局	<p>それでは感謝状の贈呈を行います。草野委員と大久保委員は前へお進みください。</p> <p>五島振興局長松尾局長から草野委員と大久保委員に感謝状の贈呈をさせていただきます。松尾局長様、よろしくをお願いします。</p>
松尾振興局長	<p>(草野委員、大久保委員の順で感謝状読み上げ、贈呈)</p>

事務局	草野委員から一言ご挨拶をお願いいたします。
草野委員	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。 大久保委員から一言ご挨拶をお願いいたします。
大久保委員	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。草野委員、大久保委員はお席にお戻りください。 松尾局長様はこれでご退室いたします。ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「高山委員」と「有川町漁業協同組合委員」をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「高山委員」と「有川町漁業協同組合委員」にお願いします。 なお、本日は公聴会を9時55分から10時05分までの10分間開催いたします。ご協力のほどよろしくお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) となっております。

熊川会長	<p>それでは、第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。</p> <p>県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。</p> <p>(第1号議案の諮問文 朗読)</p> <p>説明は漁業振興課からいたします。</p>
笹山課長補佐	<p>(資料説明)</p>
事務局	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま9時54分です。公聴会の開催時間は9時55分からです。</p> <p>しばらくお待ちください。</p>
事務局	<p>9時55分になりました。公聴会の開始時間です。</p>
熊川会長	<p>公聴会の時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催します。事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。</p>
事務局	<p>現在のところ、利害関係人からの発言申し込みはございません。</p>
熊川会長	<p>利害関係人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は発言の申し込みがあり次第再開し、公聴会後に第1号議案の採決に入りたいと思います。公聴会の時間が10時05分までとなっておりますので、10時04分に公聴会を再開したいと思います。公聴会終了まで時間がありますので、先に第2号議案に進んでもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>

熊川会長 それでは、第2号議案に進みたいと思います。第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の6ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。

（諮問文朗読）

（資料説明）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 ただいま10時02分です。公聴会終了まで時間がありますので、委員会を休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

熊川会長 それでは委員会を休憩します。

【休 憩】10時02分から10時04分まで

事務局	ただいま10時04分です。間もなく公聴会の終了時間です
熊川会長	それでは、公聴会を再開いたします。 事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。
事務局	利害関係人からの発言申し込みはございません。
事務局	10時05分になりました。公聴会の終了時間です。
熊川会長	それでは、公聴会を終了し、委員会を再開します。 事務局は続きをお願いします。
事務局	説明は先ほどのとおりです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
熊川会長	第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) につきまして、原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) につきまして、原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
熊川会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	次回の開催予定は、9月の見込みです。 議案は、五島海区漁場計画(案)について(諮問)、定置漁業の免許について(諮問)を予定しています。
熊川会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。